

## 平成 21 年度重点テーマ：情報モラルの向上

アクションプランで掲げた『めざすあいちの人間像』（P.118 参照）を実現するためには、乳幼児期から大人までを対象として教育の実施主体である家庭・地域・学校が一体となって取り組むことが重要であり、その推進のためには、実際にそれぞれの主体（家庭・地域・学校）がその役割と責任を自覚し、取組を進める必要があります。

そのため、県教育委員会では毎年度焦点を絞って啓発運動を積極的に展開していくこととしています。

平成 21 年度は、平成 20 年度に引き続き「モラルの向上」を重点的なテーマとしましたが、その中でも特に「情報モラルの向上」に焦点をあてて取り組みました。

情報機器の発達が目覚しく、子どもたちに身近な存在である携帯電話などを介して子どもたちが危険な目にあったり、犯罪に巻き込まれるといった事例が多く発生しています。

こうしたことから、子どもたちはもちろん保護者や教員に対しても、正しい携帯電話などの情報機器の扱い方、子どもたちを取り巻く現状の把握、情報機器使用に関する家庭でのルール作りなどについて、様々な形で家庭、地域、学校へ働きかけました。

### 1 情報モラル向上研究会議開催

「情報モラル向上研究会議」を中心として、県教育委員会が一体となった取組を展開しました（P.98 参照）。会議には家庭、地域、学校のそれぞれから委員として参加いただき、情報モラル向上のための課題について協議いただきました。

- ・開催回数：4回
- ・委員：学識経験者、市町村教育委員会教育長、学校代表者、保護者、通信事業者、NPO代表者、総務省東海総合通信局、県警察本部 計14名
- ・協議内容：
  - 保護者へ配布する事例集について
  - 教育委員会各課が進める事業について
  - 情報モラル教育に関する実態調査について

### 2 「愛知県情報モラル専用サイト（i-モラル）」の運営

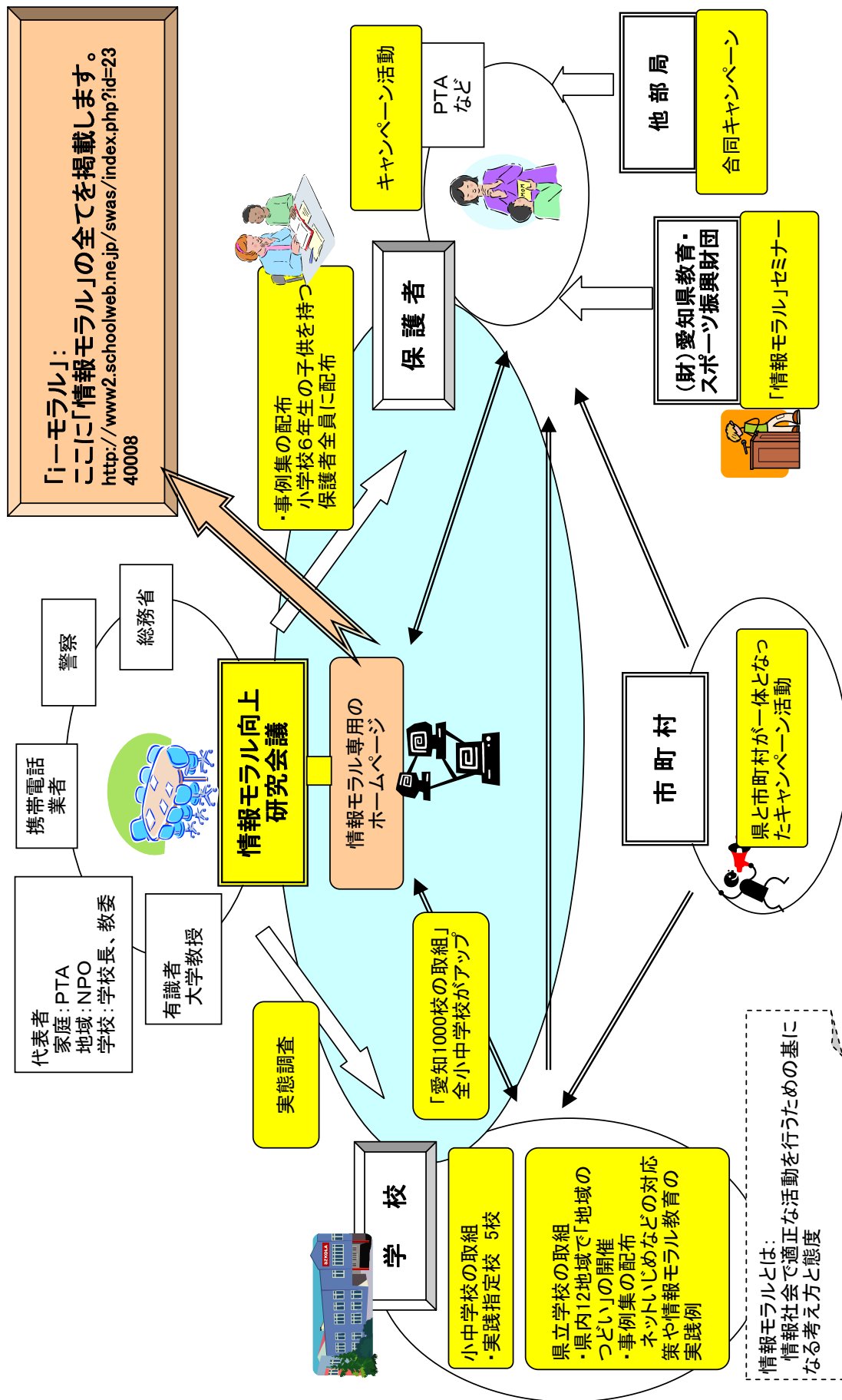
情報モラル専用のホームページを設置し、情報モラルに関する県や小中高等学校の取組の紹介、学校や保護者向けの有益情報など県の「情報モラル」に関する全ての情報を掲載し発信しました。

- ・掲載内容：
  - 愛知 1,200 校の取組
  - 県教育委員会の取組
  - 情報お困り相談サイト



- ・URL：<http://www2.schoolweb.ne.jp/swas/index.php?id=2340008>

# 平成21年度 愛知県教育委員会による「情報モラル」向上への取り組みについて



### 3 家庭への啓発

#### (1) 保護者向け啓発パンフレットの作成・配付

多くの子どもたちが中学校入学を機に携帯電話を持つことから、その前段階にある小学校6年生の保護者を対象にした啓発パンフレットを作成し、全小学校6年生（名古屋市含む）の保護者に配付しました。

作成は子どもたちの視線に近い大学生（金城学院大学）の協力を得て行いました。

配付部数 89,000部

配付先等 保護者、関係機関等

情報モラル専用サイト「i-モラル」にも掲載



啓発パンフレット「ケータイは子どものオモチャじゃありません」

#### (2) 「パレット～あいち発きょういく通信～」での特集記事による啓発

教育委員会の家庭向け広報誌「パレット～あいち発きょういく通信～」(No.13 21年12月発行)に特集記事「ケータイは子どものオモチャじゃありません」を掲載

配付部数 640,600部

#### (3) P T A指導者研修会

P T A指導者（会長・副会長・母親代表・各部長）を対象に、年間9地区において、子どもを取り巻く様々な問題について学習を深める研修会を実施しています。平成21年度は、特に情報モラルに焦点をあて、県警から講師を招き、実例を基にインターネット上の犯罪や携帯電話によるいじめ、学校裏サイトの実態等、日々子どもたちが頻繁に使用している情報機器の裏に潜む危険性について把握しました。

### 4 地域への啓発

#### (1) 教育委員による呼びかけ

地域で開催される青少年育成などを目的とするイベントに県教育委員が参加し、携帯電話の使用に関する家庭でのルールづくりなどについて訴えました。

- ・大治町（10月3日大治町青少年健全育成大会）
- ・蒲郡市（10月16日蒲郡市地域安全・青少年健全育成市民大会）
- ・清洲市（12月12日「子どもと語ろう」推進大会）

#### (2) 食育19キャンペーンの実施

社会全体で子育てを応援する気運を高めるための取組の一つとして、「子育て応援の日（はぐみんデー）」である



キャンペーンロゴ

11月19日に、育児、育休、教育、食育、健全育成の育と19（イク）をかけて、「育19キャンペーン」を関係5部局合同で開催し、教育委員会は情報モラルの向上を呼びかけました。

期日：平成21年11月19日（木） 午前8時から

場所：名古屋駅周辺及び栄地下街

参加部局：健康福祉部、産業労働部、教育委員会、  
農林水産部、県民生活部



名古屋駅前での啓発活動

### (3) 情報モラル対応講座

期日：平成21年11月28日（土）

場所：ウィルあいち（愛知県女性総合センター）

内容：

講義・実践報告

- ・「携帯インターネットの危険性と大人の役割」

下田真理子（NPO 青少年メディア研究協会「ねちずん村」理事）

- ・「子どもを守れ！地域と家庭からの発信」

小此木正信（ぐんま子どもセーフネット活動委員会副委員長）、

鈴木慶子（茨城県メディア教育指導員）

愛知県の実態（愛知県警サイバー犯罪対策室）

疑似体験…携帯電話50台を使って子どもたちと同じ

ように体験

ワークショップ



携帯電話を使った体験

### (4) 青少年育成県民運動での取組

ア 「インターネットの適正な利用を考える講演会」開催

対象：愛知青少年サポートパトロール隊（あいち声かけ隊）…学校関係者、  
青少年団体関係者、女性団体関係者、コンビニエンスストア関係者、少年  
センター、少年サポートセンター等延べ約110人

日時：平成21年12月22日（あいち声かけ隊出発式）

講師：安心ネットづくり促進協議会

イ インターネット利用安全・安心講座開催

対象：小学校21校、中学校12校、高校13校、一般4箇所 計50講座

講師：愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課サイバー犯罪対策室職員

ウ 啓発用リーフレット作成・配付

内容：「18歳未満の青少年が安全に安心してインターネットを利用するために」

作成部数：10 万部

配付先：県内小中高等学校を始め、市町村などに広く配布（平成 22 年 3 月）

## 5 学校の取組

### (1) 家庭・地域・学校の連携による情報モラル向上推進事業

県内 12 地域の生徒指導推進地域において、携帯電話やパソコンのインターネット上のトラブル及び犯罪等から児童生徒を守るため、家庭・地域・学校が協働して啓発活動や情報モラルの向上のための取組を行いました。



地域のつどい

#### ア 中高連絡協議会

中学校及び高等学校相互の現状把握と情報の共有化について協議

#### イ 地域のつどい「考えよう情報モラル」

講演会、研修会及びディスカッション等

#### ウ 啓発活動

チラシ、パンフレット等の作成と配布、街頭キャンペーン等の実施

### (2) 学校と家庭でともにすすめる情報モラル教育推進事業

#### ア 「愛知県情報モラル専用サイト (i-モラル)」の運営（再掲 P.97 参照）

21 年 6 月の開設以降、22 年 3 月までに 26 万件を超えるアクセス件数があり、非常に多くの方の利用がありました。

##### ・愛知 1,200 校の取組

県内小中高校で実践された情報モラルに関する取組を、地域・校種別に整理してテキストと写真で紹介。

##### ・情報お困り相談サイト

学校、保護者にとって有益な情報モラルに関する情報を順次掲載。

##### ・県教育委員会の取組

教育委員会関係課の取組を随時テキストと写真で紹介。

##### ・研究指定校による「情報モラル教育」事例の発信

小学校 2 校、中学校 3 校を指定し、研究した内容を随時テキストと写真で紹介。

#### イ 情報モラル推進の手引き（web ページ）

児童生徒の情報通信ネットワークへの関わり方、学校において取り組むべき情報モラル指導について、手引き書としてまとめ web ページに掲載しました。

### (3) 情報モラル教育に関する実態調査（再掲 P.97 参照）

- ・調査対象：

  - 県立学校（高等学校、特別支援学校高等部）90校

  - 第1学年～第3学年の生徒、その保護者（各学年1学級）及び教員

- ・有効回答数：生徒 9,094 人、保護者 7,752 人、教員 1,743 人

- ・結果の公表等：

  - Web ページで公表するとともに、全県立学校に対し生徒のインターネット利用実態と危険性を通知し、対応を依頼。

## 6 取組の成果

保護者向け啓発パンフレットは、小学校6年生の保護者懇談会の機会などに担任から直接保護者に手渡すようにした。また、子どもの目線に近い大学生の協力を得たことで、県民からの関心も高かったことから、多くの保護者に対して効果的に啓発ができたと思われる。

P T A 指導者研修会では、児童・生徒が被害者になるばかりでなく、加害者になる可能性があることや、情報機器による犯罪が身近に起きていることから、その対策の必要性について実感させるとともに、改めて家庭教育の重要性を認識させることができた。

取組方法については、情報モラル向上研究会議を基に、大学生やN P O との協働によるリーフレットの制作、通信事業者からの携帯電話の提供による情報モラル研修の実施など情報モラルの向上に向けた連携・協働を行うことができた。

児童生徒や保護者を始めとして広く県民に対し、安全・安心なインターネット利用について、講演会や講座の開催、リーフレットの作成・配付により啓発を行ったことで、フィルタリング利用の促進を図った。

学校における情報モラル教育の推進について、「i-モラル」を通じて全小中学校および高等学校の取組を紹介することにより、情報モラル教育に関して各学校が情報共有を行うことができた。

また、学校や家庭が抱える課題や解決法等、有益な情報を随時提供することにより、情報モラルについて意識を高めることができた。

「i-モラル」の平成21年6月開設以来のアクセス数は、26万件以上（平成22年3月まで）と、非常に多くの教員、保護者、一般県民が閲覧しており、情報モラルに対する関心の高さと情報モラル教育の実践に関する情報不足を示している。情報モラル推進の手引きの公開と併せ、これらの人々に対して必要な情報を提供することができた。

高等学校では、中高連絡協議会を通じて、中学校での指導を踏まえた高等学校での指導や取組を考えることができた。

県内 12 地域での「地域のつどい」では、「インターネットのしくみ」、「具体的なトラブルの事例」、「トラブルに対する対処方法」等の講演会が、参加した教職員・保護者等に非常に好評であった。各高校での取組の参考となるよう「i-モラル」で内容の紹介を行った。

## 7 今後の課題・方向性

保護者向け啓発パンフレットを有効に活用するとともに、情報モラル教育に関する実態調査を継続的に実施し、情報発信することで継続的に保護者への啓発を行っていく必要がある。

P T A 指導者研修会に参加した保護者が核となり、周りの保護者に研修内容を伝えることで多くの保護者に実態や対策の必要性を認識させていく必要がある。

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成 21 年 4 月施行）の趣旨に基づき、広く県民に対して情報モラルの重要性について啓発していくとともに、県と関係団体等の協働・連携による取組をいっそう進めていく必要がある。

学校では、「i-モラル」を情報交換の場として活用し、情報モラル教育の実践をさらに推進していく必要がある。県は情報モラル推進の手引きが活用させるよう学校に周知していく必要がある。

高等学校においても、今後、ワークショップ（体験型情報モラル講習）や事例研究会の実施などにより、教員の指導力を向上させ、生徒への情報モラルの指導のほか、教職員及び保護者に対する研修を実施していく必要がある。

また、これらの情報モラル教育の実践に役立つよう、情報モラル教育に関する実態調査の結果を基にした、情報モラルに関する研究・研修を効果的に進める必要がある。

平成 22 年度においては、ケータイ・インターネットの概要を保護者や地域の人々に啓発するネットインストラクターを養成するとともに、県立学校の「学校裏サイト」やプロフ等を検出・監視し、いじめや誹謗中傷、犯罪にかかわる内容をチェックするネットワークパトロールを実施している。

情報機器の進歩はめざましく、子どもたちの携帯電話やパソコンによるインターネットの利用状況は日々変化しており、便利さの陰に隠れた危険性について、大人が十分に認識できていないのが実情である。子どもたちのインターネット利用の実態をどのように保護者へ伝えていくか（啓発活動）、また、どのように子どもたちを守っていくか（情報モラル教育）という問題は、今後も継続的に取り組んでいくべき課題である。

